

会議の要旨（議事録）

会議の名称	第83回都市計画審議会		
開催日時	平成26年10月17日	開催場所	市役所2階第2会議室
出席者数	15名	傍聴人数	1人
議題	(1) 鳥栖市都市計画審議会会長及び副会長の選任について (2) 鳥栖基山都市計画道路の変更（佐賀県決定）について		
配布資料	1 議案 2 議案付図 3 議案参考資料		
所管課	(課名) 都市整備課 (電話番号) 85-3601		

第 8 3 回鳥栖市都市計画審議会会議録

- 1 開催年月日 平成 26 年 10 月 17 日 (金)
- 2 開催時間 午後 1 時 30 分から午後 2 時 35 分まで
- 3 開催場所 鳥栖市役所 2 階第 2 会議室
- 4 出席委員 向 門 慶 人 委員 柴 田 久 委員
江 寄 春 美 委員 権 藤 結 城 委員
能 富 素 江 委員 成 富 牧 男 委員
久保山 日出男 委員 古 賀 和 仁 委員
国 松 敏 昭 委員 中 村 直 人 委員
西 依 義 規 委員 黒 岩 義 文 委員 (甲斐浩己代理出席)
吉 野 猛 委員 吉 岡 靖 博 委員
鈴木 登美子 委員
- 5 その他出席 鳥栖市 橋本市長
事務局 【建設部】 諮問部長
(都市整備課)
野田課長 実本課長補佐 榎主查
(国道・交通対策課)
小柳課長 豊増課長補佐 宮田主任
- 6 傍聴者 1 人
- 7 審議会次第 (1) 委員の紹介
(2) 市長のあいさつ
(3) 議題の審議
① 会長及び副会長の選出
② 諮問案件の審議
諮問第 98 号 鳥栖基山都市計画道路の変更
(4) 建設部長のあいさつ
- 8 審議の結果 会長に向門委員、副会長に柴田委員をそれぞれ選出した。
諮問第 98 号について、諮問事項どおり議決した。
- 9 審議の概要 別紙のとおり

(別紙)

審議の概要

発言者	発言内容
開会【13:30】	
事務局	ご案内の時刻になりましたので、ただ今より第83回鳥栖市都市計画審議会を開催いたします。 ○傍聴者の報告(1名) ○都市計画審議会委員の紹介 ○欠席委員の報告 鳥栖市長よりごあいさつを申し上げます。
橋本市長	○あいさつ
事務局	市長におきましては、所用により、誠に恐れ入りますが、ここで退席させていただきます。
市長退席	
事務局	それでは、議事に入ります前に、本日の出席委員は15名でございます。16名の過半数の出席をいただいておりますので、鳥栖市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本日の審議会が成立していることをご報告いたします。 それでは本日の次第3であります議事へと進めます。 まず、議題(1)及びその議事進行についてご説明申し上げます。 鳥栖市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、当審議会には会長及び副会長を置くこととされ、会長及び副会長は委員の互選により選任していただくこととなっていることから、本日は、「鳥栖市都市計画審議会会長及び副会長の選任」についてご審議をお願いいたします。 会長の選任につきましては、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第4条の規定により、学識委員の中から選任していただくこととなります。 副会長の選任に関する規定はございませんが、鳥栖市都市計画審議会条例第5条第3項において、「副会長は会長に事故あるときはその職務を代理する。」と規定されていることから、会長の選任に準じ、学識委員の中から選任していただきますようお願い申し上げます。 また、会長及び副会長の選任につきましては、あらかじめ仮議長を選任していただき、議事を進行していただきますようお願い申し上げます。 この、仮議長の選任につきまして、事務局よりご提案申し上げます。 会長及び副会長の選任の議事においては、学識委員以外の委員の中から慣例により年長者であります成富委員に、仮議長をお願いしたいと考えますがいかがでしょうか。
委員より「異議なし」の声	
事務局	それでは、成富委員に仮議長をお願いいたします。 委員には、議長席より議事進行をお願いいたします。
仮議長	ただ今、仮議長をおおせつかりました成富でございます。 委員の皆様方におかれましては、会長、副会長の選出までの間、ご協力をお願いいたします。 それでは、議事を進めます。 鳥栖市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、本審議会の会長及び副会長を選任する必要がございますので、これより「鳥栖市都市計画審議会会長及び副会長の選任」を議題とします。
仮議長	先ほど、事務局から説明があったとおり、会長及び副会長は学識委員より選任することとなりますが、その選任方法はいかがいたしましょうか。 皆様のご意見を承ります。

委員	会長及び副会長は学識委員より選任される、とのことですが、初めて顔を合わせる方もいらっしゃることでありますので、事務局の方でお考えなどをお持ちであるのならば、そのお考えのもとに決めてはいかがでしょうか。
仮議長	ただ今、事務局の案をお聞きして決めたい、とのご意見がありましたが、皆様のご意見はいかがでしょうか。
(委員より異議なしの声)	
仮議長	ご異議なしと認めます。 それでは、事務局案を事務局から提案してください。
事務局	それでは事務局より、ご提案申し上げます。 学識委員の皆様の中から、前例に従い、会長に向門委員、副会長に柴田委員をご推薦したいと考えております。
仮議長	ただ今事務局より、会長には向門委員、副会長には柴田委員をそれぞれご推薦いただきました。 それでは、皆様におはかりいたします。 会長には向門委員、副会長には柴田委員を選任することでよろしいでしょうか。
(委員より異議なしの声)	
仮議長	ご異議なしと認めます。 当都市計画審議会の会長には向門委員、副会長には柴田委員が選任されました。 それでは、会長、副会長が選任されましたので、仮議長の役目を終えさせていただきます。 皆様のご協力、誠にありがとうございました。
事務局	成富委員、仮議長をお引き受けいただき、ありがとうございました。 それでは、向門会長におかれましては、会長席へご移動いただきますようお願いいたします。
向門会長移動	
事務局	ここで、向門会長より、ご挨拶いただきますようお願いいたします。
向門会長挨拶	
事務局	向門会長ありがとうございました。 次に柴田副会長より、ご挨拶いただきますようお願いいたします。
柴田副会長挨拶	
事務局	柴田副会長ありがとうございました。 次に鳥栖市都市計画審議会条例第7条の規定により、会議ごとに会議録を作り、会議録への署名を会長が指名することとなっておりますので、会議録署名委員の指名をお願いします。
議長	それでは鳥栖市都市計画審議会条例第7条の規定による会議録へ署名は、納富委員と中村委員をお願いいたします。 それでは諮問第98号鳥栖基山都市計画道路の変更を議題といたします。議案について、事務局からご説明をお願いします。
事務局	国道交通対策課の豊増と申します。以下説明させていただきます。よろしくお願いたします。 本日説明いたします都市計画内容は2件ございます。 3・3・103号久留米甘木線、3・5・106号鳥栖駅田代本町線の変更についてでございます。 説明にあたりまして、当該路線の位置につきましては、お手元にお配りしております議案付図の1ページ目に総括図を付けております。

2ページ目と3ページ目に久留米甘木線の計画図を付けておりますので、ご参照ください。

説明といたしましては、2つございまして、初めに1つ、変更に至る経緯について。

2つめ、変更案についての順番でご説明させていただきます。

初めに 3・3・103号久留米甘木線の変更に至る経緯についてご説明します。

今回計画の変更を行います久留米甘木線の当該区間でございます。

こちらの図につきましては、左側が西、右側が東となっております。

左側縦の道路が久留米基山筑紫野線の4車線の道路でございます。真ん中右斜めの道路が国道34号線でございます。

今回の計画道路の変更区間は、久留米基山筑紫野線の池ノ内交差点から国道34号の田代大官町交差点まででございます。

黄色の線が現在の都市計画道路の区域でございまして、赤の線が今回の変更案の区域でございます。

まず案の説明の前に、今回都市計画道路の計画の変更に至った経緯を、ご説明させていただきます。

今回この道路を含む計画変更の経緯といたしましては、鳥栖市内の都市計画道路の多くが、昭和30年～40年頃に計画決定されており、道路の整備には、多額の費用と長い年月がかかることから、その中には、長期間事業に着手できていない都市計画道路が存在しております。

この問題は、本市のみならず全国的な課題でございますので、本市におきましても、平成19年度から長期間にわたって整備されていない都市計画道路の見直しの検討をはじめしております。

見直しの検討方法等につきましては、次でご説明いたしますが、平成22年度に「鳥栖市都市計画道路見直し計画」を決定いたしております。

今回、案を作成しました久留米甘木線の当該区間も計画決定から40年以上未整備であったことから、見直しの対象路線となり、この見直しの結果、久留米甘木線の当該区間は、「計画変更」の方針と決定いたしましたところ です。

次に、平成19年度から平成22年度に実施しました見直しの検討の流れについて説明いたします。

まず、平成19年度に、鳥栖市において作成しました、「都市計画道路見直しの基本的な考え方」について、市民の皆様からの意見の募集も行いながら、「鳥栖市都市計画道路見直しの基本的な考え方」を作成いたしました。

次に、平成20年度から21年度にかけて、学識経験者や建築士、弁護士、また、市民代表など8名の委員からなります「鳥栖市都市計画道路見直し検討懇話会」を設置いたしまして、様々な視点から見直しの検討や協議を行っていただきました。

この懇話会は、3回開催されておまして、見直し手順などを示した見直し方法が作成され、その後、評価手法や評価項目また交通量の検証などを踏まえまして、見直し計画（案）が作成されました。

見直し方法、見直し計画（案）の作成にあたりましては、市民の皆様からの意見や市民アンケート調査の結果も受けまして、作成いたしております。

これらの検討を経まして、平成22年3月に都市計画道路見直し検討懇話会より「鳥栖市都市計画道路見直し計画（案）」が「提案書」として、市長に提出されております。

これを受けまして、市民の皆様から最終的なご意見を伺った上で、平成22年度に鳥栖市において「鳥栖市都市計画道路見直し計画」を決定したところでございます。

この「見直し計画」に基づき、今回の案を作成し、都市計画の変更手続きを進めているところでございます。

こちらが具体的な見直し計画でございます。見直し方針によりまして各路線を色分けをして表示しております。

見直しの方針は、「存続」、「内容再検討」、「計画変更」および「廃止」の4種類に分類いたしております。

「存続」につきましては、これまでどおり都市計画道路を残す路線です。また、「内容再検討」につきましては、道路構造等の内容を再検討する路線です。「計画変更」につきましては、道路の線形等を見直す路線です。そして「廃止」につきましては、都市計画道路として廃止する路線でございます。

なお、この都市計画道路見直し計画に基づきまして、「廃止」の方針となりましたこちらの4路線につきましては、平成23年度、24年度におきまして、「廃止」の法手続きを完了いたしております。

今回の久留米甘木線の当該区間につきましては、この都市計画道路見直し計画において、「計画変更」の方針が決定いたしましたので、都市計画変更の案を作成いたしまして、計画変更の手続きを進めているところでございます。

次に、当該変更区間が「計画変更」となった主な理由についてでございます。

1つ目といたしましては、市街地の外郭を構成し、広域的な機能を持つ道路であり、県道久留米基山筑紫野線と国道34号を東西に連絡する重要な区間であること。

2つ目といたしましては、通学路に指定され、歩行者・自転車の需要があるなど、路線機能が高いため計画存続が望まれるものであること。

3つ目といたしましては、道路線形の一部が現道と大きく異なり、事業効率が悪いと見られるため、既存道路の拡幅で対応すべきとの住民の要望等もあるため、今回計画変更となったものでございます。

次に、3・3・103号久留米甘木線の変更案の内容について、ご説明いたします。

まず、今回変更区間の計画道路の幅員についてご説明いたします。

計画道路の幅員の検討にあたりましては、現地の状況を勘案し、検討を行っております。

現地の市道の状況といたしましては、車の通行量が多く、全線が近隣の小学校、中学校、また、高校の通学路になっております。

自転車や歩行者の通行が多い状況であります。現地は右側2番の写真のよう

に狭い片側歩道でありまして、一部池ノ内交差点から市営萱方住宅間につきましては、左側1番の写真のように歩道がないなど、通行者が多い朝夕は危険な状況となっているところでございます。

このようなことから、朝の通学時間帯におきましては、地元の交通指導員様におきまして、児童の安全な通行を確保するためのご尽力をいただいているところでございます。

また、地元からも、当該路線については、過去数回、歩行者自転車等の安全な通行に関する要望書の提出があっている状況でございます。

このようなことから、通学時間帯の学童をはじめ、多くの歩行者や自転車通行の安全安心を図るために、計画では、両側に幅3.5mの歩道を設置する計画といたしております。

車道につきましては、3メートルの車道に50センチの路肩を設けまして、現在と同様の2車線とし、全体の道路の幅は14.0mで計画をしております。

つづきまして、今回の計画道路の概ねの通過ルートの変更内容について、ご説明いたします。

黄色の線が現在の都市計画道路のルートで、現道と離れた位置に計画されております。

そこで今回、計画いたしますルートといたしましては、現在ある市道、池ノ内交差点から田代大官町交差点までに沿った現道の拡幅で計画ルートを作成いたしました。

概ねの拡幅方向につきましては、池ノ内交差点から市営萱方町住宅付近までにつきましては、現在の計画道路の方向であります現道から南側への拡幅とし、市営住宅から池田下ため池交差点付近までは、現在の計画道路の方向であります現道から北側の拡幅計画としております。

池田下ため池前交差点から田代大官町交差点につきましては、基本的には現道に沿った形で、現在の道路を拡幅する計画としております。

以上が、久留米甘木線の都市計画変更案の概要に関する説明でございます。

つづきまして、3・5・106号鳥栖駅田代本町線の変更案について、ご説明いたします。

こちらの図につきましては、鳥栖駅周辺の都市計画道路の状況を示しておりまして、左側が西、右側が東となっております。

都市計画道路鳥栖駅田代本町線につきましては、図の赤の引き出し線で旗揚げをしている鳥栖駅を起点といたしまして、本鳥栖町交差点に至る南北約390mの都市計画道路でございます。

この道路につきましては、平成24年度に本鳥栖町交差点から北側区間の都市計画道路の廃止を実施したことで、終点部が本鳥栖町となっております。

そこで今回の変更といたしましては、終点の地名にあわせまして、路線の名称を鳥栖駅田代本町線から鳥栖駅本鳥栖線に変更するというものです。

以上が今回の変更案の説明でございます。

最後に、本日の審議会に先立ちまして開催いたしました説明会等の概要についてご説明いたします。

	<p>お手元に配布しております資料中、参考資料の3ページ、都市計画策定の経緯と今後の予定をご覧ください。</p> <p>3段目になりますが、6月26日に地元説明会を若葉まちづくり推進センターで開催しており、50名の方に参加していただいております。</p> <p>説明会では交通安全対策に関することや、事業実施に関することなどの質問、や意見を賜っております。</p> <p>その後、佐賀県により予定されておりました公聴会につきましては、県に対しまして公述申出書の提出がありませんでしたので、中止となっております。</p> <p>その後、案を作成いたしまして、9月1日から16日まで、案の公告縦覧を行いまして、本日の鳥栖市都市計画審議会を迎えたところでございます。</p> <p>以上御説明とさせていただきます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま諮問第98号についてご説明を受けました。</p> <p>この諮問第98号「鳥栖基山都市計画道路の変更」について、質疑、ご意見等でございます委員におかれましては、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>幅員を16mから14mに変更した考えを少し教えてください。</p>
事務局	<p>道路幅員の変更については昭和38年の計画決定時から16mとしておりましたが、今回16mから14mに変更することで、必要な両側の自歩道の機能を確保しつつ必要な事業用地を減らすことが可能となりました。整備が完了している田代古賀線の幅員16mとの違いは、路肩の広さと植栽帯の有り無しでございます。以上が今回16mから14mに変更した理由でございます。</p>
委員	<p>事業用地を縮減という理由がありましたが、やはり16mと14mでかなり影響が出たという事でしょうか。</p>
事務局	<p>当初16mの時は、路肩を1.5m、1.5mと、とっていましたが、今回は路肩を0.5mと変更し、両側の路肩1mを削除しているところです。それに伴いまして、事業費等も削減となっているところです。</p>
議長	<p>費用が安くなるということではなく、拡幅の北と南によってどのくらいの件数が引っかかるか、引っかからないかということではないでしょうか。</p>
委員	<p>影響があったから変えられたのかなと思いました。片側に広げられるのであれば、16mも14mもあまり影響がないのではないかと思います。</p>
議長	<p>そこをどうだったかのかというのを聞きたかったと思ったんです。</p>
事務局	<p>今回、法線の見直し及び幅員の見直しに当たりまして、いくつかのケースを考えました。単純に南側だけを拡幅する場合、北側だけに拡幅する場合、また、今回計画しておりますように現在の都市計画道路と同じ方向で拡幅する場合で検討しました。その中で今回提案しております今までの都市計画道路と同じ方向で拡幅する案の方が、支障となる物件の数、事業用地等が少し安くあがるという事で、最終的に計画の案の作成に至ったところです。</p>

委員	<p>久留米甘木線の計画変更について道路の断面図を見ると、歩道が3.5mと広がっているのですが、通学時の児童や保護者の安全性が高まる非常にいい案だと思いました。</p> <p>一方で、都市計画道路の見直しの手続きや作業においては、全国的には、やはり沿道の地権者の方の意向、合意形成が、補償の問題等の変化も含めて揉めているところも結構多いんですけど、今回、見直しに際して、沿道の地権者の方々の意向についてはどのような状況だったのでしょうか。地権者の方々がどういう反応で、うまくいったのか、うまくいっているのかを教えてください。</p>
事務局	<p>計画変更の理由の1つとしてあげておりましたが、道路線形の一部が現道と大きく異なっておりまして、今ある市道よりも北側になっておりまして、事業効率が悪いので、既存道路の幅員が良いのではないかと住民等の要望もあり、計画変更したところでございます。</p>
委員	<p>それは良く分かりますが、これまで都市計画決定で線にかけられていた所というのは、住宅の改築等が出来なくて、我慢していたお宅もあったと思います。そういうところが急に外されたところもあったと推察するんですけど、その辺は特に問題ないということではないですか。</p>
事務局	<p>地権者の意向としましては、6月に開きました地元説明会でも、なぜ、このタイミングで変更するのか、長く規制をかけていたのに、今度また変更したままで事業化になるのかという意見をいただいたところです。</p> <p>地権者としては長らく制約をかけていたところが、今回の変更で変わることでのご不満はありました。また、今までの計画の線に避けて家を建っていた方々が、今回かかることになりますので、なぜなのかというご意見を頂いているところです。</p>
委員	<p>それに対してどういう回答をされたのでしょうか。全国的な状況ですが、そういわれて補償金を支払うということにはなっていないわけで、そこで交渉して合意形成を図る、解ってもらおうというのが全国的な流れですが、今回、鳥栖市さんは今後も含めて、説明して、理解をいただくという形で進めて行くということでしょうか。</p>
事務局	<p>やはり、説明をして、変更の案で計画させていただきたいということで、お願い、説明をしていきたいと考えています。</p>
委員	<p>他の道路も今回の計画と同じような幅員の道路がありますが、他の道路についても今回のような方針、考え方で、変更を行っていくのですか。</p>
事務局	<p>今回は16mから14mに変更しているところですが、区間区間で道路の規格を決めて、幅員の検討していきたいと考えているところです。</p>
委員	<p>道路の幅を狭くしても大きな影響ないと思いますが、今回のような考え方で今後もされて行くのか、基本的な考え方を教えていただきたい。あくまで、これは、今回だけなのか、今後も出てくるのかお尋ねしたい。</p>
事務局	<p>地域の実情、将来の交通量を勘案しながら、地元と一緒に考えていきたいと思っております。</p>
委員	<p>地元が狭くしてくれと言ったら、狭くするのでしょうか。</p>

事務局	狭くというより、地域の実情、将来の交通量、大型車の混入とか、歩道が主に使われているとかという実情に応じて見直していきたいと考えています。
委員	道路幅については今後、見直しする可能性もあるということですね。
事務局	そうですね。
委員	変更前の計画はいつごろの計画ですか。
事務局	昭和38年11月です。
委員	県道17号線と国道34号線の間で、重要な道路だという説明がありましたが、なぜ、今までなされなかったかということ。そして、今回計画変更されて今後どのくらいの予定でされていくのかというビジョンがあれば教えてください。
事務局	<p>全国的に長期未着手道路の都市計画の見直しがなされており、平成19年度に佐賀県がガイドラインを策定し、本市においても、平成19年度から都市計画の見直しに着手しています。</p> <p>なぜこのタイミングかという事ですが、平成22年度に決定、公表した鳥栖市の都市計画道路の見直しの計画の方針に従って、順次、都市計画の変更手続きを進めてきて、久留米甘木線につきましては、関係機関との協議が整ったため、今回の変更の時期となっているところでございます。</p> <p>今後の見直しについては、地元説明会でも、変更によっていつ事業が行われるのかというご質問がありましたが、その時、方針としてお答えしているのが、今回の進めております都市計画の変更後は、速やかに事業化に向け、庁内及び関係機関と調整を進めていくこととして、平成27年度から28年度事業化着手を目標に取り組んでいくと説明しております。</p>
委員	平成27年、28年という事であれば、もうあまり時間がないわけですから、例えば道路の北側にあたる拡幅ということになると、そこには今から建築確認申請を出しても家を建てるのが出来ないということになるのですか。都市計画変更が決定したら。
事務局	今、変更手続きを進めておりますので、変更決定し、告示が終わりましたら、そういった規制関係がでてくると考えています。
委員	今回の箇所の先が国道3号に向かって内容再検討と位置付けられていますが、内容の再検討の中身をお聞かせください。幅員が12mで現計画では都市計画されていますので、国道との交差点部も同じく14mで整合されるのか、見直しなされるのか、どのような内容で再検討されているのかをお聞かせください。
事務局	久留米甘木線の34号から東につきましては、JRとの交差点の関係、長崎街道の問題、幡崎踏切の問題がありますので、今後、関係機関と協議の上、区域、構造については検討していきたい。
委員	その時に34号との交差部分については変更ないと考えておいてよいのですか。今回の案では34号の東側まで隅切りを赤く塗ってありますが、その部分は変更しないという事でよろしいでしょうか。
事務局	今回変更手続きを取って、実施段階で詳細設計を行いますので、その際に協議をさせていただきますと思います。

委員	都市計画法でいう軽微な変更となる可能性があると認識してよいのですね。
事務局	はい。
委員	平成19年に見直し検討委員会をして、平成22年に答申を受けて、今、平成26年に計画変更ですが、このペースがはたして市として順当な時間的な流れですかね。 私は遅すぎるような感じがします。スピード的な認識はどうお考えなのでしょうか。 この道路以外に見直し検討区間がありましたが、同じように検討されるとなると、またそれから3年、5年というような、一本ずつやるのであれば、最後の部分は30年後くらいに見直しされるということなるこのスピード感はこれでいいと思われているのか、その辺のお考えをお聞かせください。
事務局	平成22年度に都市計画道路の見直し計画を策定しまして、平成23年度、24年度に道路の廃止を進めているところでございます。今年度、関係機関協議が整いましたので、久留米甘木線の計画変更を行っているところでございます。今後、まだ残っております計画の変更の対象につきましては、随時検討を行っていきたいと思っております。スケジュール的なお話しでございますが、実施環境が整った箇所からトータルに判断して、進めていきたいと考えているところでございます。
委員	この道路だけで2年間かけたという事でいいですか。次のBとかCも2年位かけていく、それともB、C、Dは同時進行で検討していくのか、その辺の、これはこれで早く進めてほしいんですけど、その後はどういう風にされるのかどうかということをお聞かせください。
事務局	再検討箇所につきましては、JRの交差部は構造的な検証が必要であり、今後関係機関との調整に向けた協議を行っていくこととなっておりますので、実施環境が整ったら変更の手続き等を進めていきたいと考えているところでございます。
委員	なかなか、数字を出しにくいんですが、例えば2年間をめぐるとか、なんらかあったほうが、せつかく見直し検討会に投げて、それを受けて答申もらったんで、もらったままに今なっているんですよ。委員の方々もあれどうなったのという気持ちもあるだろうし、計画変更だけされているんですが、お答えが難しいようでしたらこれ以上ありませんが、私的には納得できないご答弁だったかなと思います。
事務局	期間はお答えできないんですが、今後も今残っている道路につきましては、関係機関と協議を進めながら行っていきたくて考えております。
議長	B、C、Dは既に関係機関と協議に入っているのかいないのか、これはお答え出来るでしょう。
事務局	B、Cは鉄道を跨ぐ道路でございますので、方針が確定しておりませんので、まだ関係機関との協議は行っていないところでございます。
委員	せつかく、国、県の方がいらっしゃるこういう場で、いろいろな方からご意見をいただいて、結局、関係機関との協議をしていないということなので、ぜひ公式な場でなくても、何らかのお話を随時されておかないと、情報の共有、交換は随時していただきたいなと思います。
委員	議案の中の4ページの、今回変更を行う路線ごとの主な理由とういことで、今後のことですが、真ん中付近に、なお鳥栖市は、都市計画の変更後、平成27年度以降、

	<p>速やかに整備する予定とありますが、なかなか数字を出すことは難しいと思いますが、この路線の北側は、一時は建物も建っていなかったのですが、最近軒並み建て、こういう事が早くきちっと手続きの基に進めて行けば、余計なお金が必要ではないかと思いますが、この点についての今後の方向性をお答えいただきたいと思います。</p>
事務局	<p>久留米甘木線は計画から約半世紀たっておりまして、地元からも早い時期に計画できれば、建物等の物件も建てなかったと言われております。今回の変更を検討するにあたりまして、現在の計画では約24件ほどの建物等が支障となっていました。計画変更後は15件程度の建物に影響が出るというかたちになっています。</p>
委員	<p>件数は分かりました。速やかに整備をする予定とされているということですが、今後の方向性は持ち合わせてありますかという質問です。</p>
事務局	<p>整備の見通しでございますが、今回変更手続きとして告示等が終わりましたら、速やかに、事業化に向けて、平成27年度から平成28年度に向けて事業を取り組んでいくことを目標に行っていこうと考えています。</p>
委員	<p>具体的な数字は当然、今の段階では示されないと解釈しますが、いずれにしても、これ以上、家とか建物が出来るか分かりませんが、もうちょっと賢明な取組をやらないと2重投資、3重投資になるという事を申し上げておきます。</p>
委員	<p>計画が固まるまでの間の確認申請の受付とか、それについては法的に、ここは予定があると言えるのか、それとも周知をしているのか、教えてください。</p>
事務局	<p>今計画の変更を黄色い線から赤い線ということで進めているところでございます。計画決定がなされるまでの間につきましては、法的には規制は出来ないものですから、説明会等で周辺沿線の方にはご連絡差し上げまして、随時、もし相談とかありましたら、相談させていただくような形はさせていただいております。</p>
委員	<p>いろいろな分野から委員さんがみえておられていますが、そういうところもあわせて、周知をしていただかないと。自分も個人的に、そんなところに道が出来るのだったら、わざわざ敷地延長しなければ良かったというお話もあったんですね。</p> <p>特に法的な規制がかけられないということであれば、事前の策でぜひ関係される方々にも周知して、お手伝いしていただくようお願いいたします。</p>
委員	<p>具体的な計画変更の日を教えてくださいませんか。</p>
事務局	<p>参考資料の3ページをご覧ください。こちらに今進めている都市計画の変更のスケジュールを付けているところでございます。今回の部分が10月17日、下から4つ目の所でございますので、審議会です承いただければ、佐賀県への意見回答、そして、次には佐賀県の都市計画審議会、そして、決定告示を平成27年の1月中旬に予定しているところでございます。</p>
議長	<p>採決に入る前に、私の方から事務局に申しあげたいのは、これまで、都市計画道路に関しては廃止というのはありましたが、今回、変更は初めてだと思います。これまで都市計画道路にひっかかっていたところにはいろいろな規制があり、それを変える。そしてまた新たに都市計画道路を変更する訳ですから、変更したかぎりにおいては、これまでのように未着手の事業計画であってはならないわけです。先ほど平成27年、</p>

	<p>28年に速やかに事業着手とありましたが、変更されるからには速やかに事業着手をされて、住民の希望に応じていただくこと。当然ながら、財源の問題もありますが、財源がないから出来ないという事は、我々が都市計画審議会として言う事ではないですが、そこはきちっとしていただかないと、我々都市計画審議会で決定する意味がありませんので、そこは承知の上できちっと対応して頂きたいと思います。</p> <p>要内容検討箇所も、長年の懸案事項で日にちがかかると物件が建って事業費がふくらむ可能性があるなので、速やかに関係機関と協議に入っていただきたいと思います。</p> <p>国道34号のタッチ、国道3号のタッチもありますので、きちんと関係機関と協議をしたうえで、都市計画審議会に意見として出して頂きたいと思います。</p> <p>会長から事務局の方に申し伝えをして、採決の方に入りたいと思いますが委員の皆さんよろしいでしょうか。</p>
(委員より異議なしの声)	
議長	<p>ほかに意見、質疑等がないようですので、ここで諮問第98号の審議を終わり、採決といたします。</p> <p>諮問第98号「鳥栖基山都市計画道路の変更」については、都市計画審議会として異議なしとしたいがよろしいでしょうか？</p>
(委員より異議なしの声)	
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、諮問第98号「鳥栖基山都市計画道路の変更」については、「異議なし」と認めました。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。</p> <p>慎重なご審議を頂きまして、ありがとうございました。</p> <p>これで私の任は終わらせていただきます。</p>
事務局	<p>向門会長、ありがとうございました。</p> <p>本日予定しておりました議事が全て終了いたしましたので、最後に建設部長がお礼のごあいさつを申し上げます。</p>
建設部長	○あいさつ
事務局	<p>これをもちまして、第83回鳥栖市都市計画審議会を終了いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
終了【14：35】	